

阿賀野川水系流域委員会 規約

第1条（名称）

本会は、「阿賀野川水系流域委員会」（以下「委員会」という）と称する。

第2条（目的）

委員会は、河川に関して学識経験を有する者が「阿賀野川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の変更や、各種施策の進捗等に関して意見を述べることを目的とする。

2 委員会は、河川整備計画に基づく事業のうち、水系全体を評価単位とする事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条（組織等）

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）が設置する。

2 委員会は、「阿賀野川水系流域委員会上流部会」「阿賀野川水系流域委員会下流部会」を設置する。

3 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。

4 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

第4条（委員長等）

委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第5条（委員会）

委員会の招集は、局長より委任された北陸地方整備局河川部長（以下「部長」という）が行うものとする。

2 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

3 審議にあたり、部長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第6条（情報公開）

委員会及び配布資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第7条（事務局）

事務局は、北陸地方整備局河川部に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和5年10月26日より施行する。

阿賀野川水系流域委員会 委員名簿

| 氏 名 | 所属・役職 | 備考 |
|-------------------------|------------------------------|----|
| あさおか 朝岡 よしひろ 良浩 | 日本大学工学部 教授 | |
| いいだ 飯田 みどり 碧 | 新潟大学 佐渡自然共生科学センター 海洋領域 准教授 | |
| いしだ 石田 あきお 明夫 | NPO法人 会津阿賀川流域ネットワーク 理事長 | |
| おざわ 小沢 けんいち 謙一 | 新潟商工会議所 理事・事業部長 | |
| かみに 紙谷 ともひこ 智彦 | 新潟大学名誉教授 | |
| きや 木谷 こうへい 耕平 | 会津大学短期大学部産業情報学科 准教授 | |
| さいとう 斎藤 まさひろ 昌廣 | 会津イトヨ研究会 会長 | |
| さかした 坂下 さとし 諭 | 福島県植物研究会 | |
| しばざき 柴崎 やすひで 恭秀 | 会津大学短期大学部産業情報学科 教授 | |
| ちば 千葉 あきら 晃 | 日本歯科大学名誉教授、新潟県野鳥愛護会 代表 | |
| ながばやし 長林 ひさお 久夫 | 日本大学工学部 名誉教授 | |
| なかむら 中村 しげる 茂 | 株式会社新潟日報社 編集局総務兼報道本部長兼論説編集委員 | |
| ねぎし 根岸 むつひと 睦人 | 新潟大学 経済科学部 総合経済学科 准教授 | |
| はやし 林 せいじ 誠二 | 国立環境研究所福島地域協働研究拠点 研究グループ長 | |
| ほそやまだ 細山田 とくぞう 得三 | 長岡技術科学大学 工学部 環境社会基盤系 教授 | |
| まつざき 松崎 ささち 佐吉 | 会津南部土地改良区連合 理事長 | |
| まつだ 松田 しょうえつ 昭悦 | 阿賀用水右岸土地改良区連合 理事長 | |
| まつだ 松田 ようこ 曜子 | 長岡技術科学大学 工学部 環境社会基盤系 准教授 | |
| みさわ 三沢 しんいち 眞一 | 新潟大学名誉教授 | |
| みつた 満田 しんや 信也 | (財) 日本野鳥の会 会津支部 幹事 | |
| やまだ 山田 ただし 正 | 中央大学 研究開発機構 機構教授 | |

(50音順、敬称略)

阿賀野川水系流域委員会 公開規定

第1条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会規約第6条に基づき、阿賀野川水系流域委員会（以下、「委員会」という。）の公開方法を定めるものである。

第2条（委員会開催の通知）

委員会の開催については、記者発表を行うとともに、北陸地方整備局ウェブサイトにより一般に周知する。

第3条（委員会の傍聴）

委員会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条（資料の配付）

委員会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配付する。

第5条（資料の公開）

委員会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

- 事務局は、委員会終了後速やかに議事概要を作成し、発言者に確認後、ウェブサイトにて公表する。なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第6条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和5年10月26日より施行する。

阿賀野川水系流域委員会 傍聴規定

第1条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会公開規定第3条に基づき、阿賀野川水系流域委員会（以下、「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第2条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

第3条（入室）

委員会の開始までに傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下、「傍聴人」という。）が会場へ入室することができる。なお、傍聴人以外の入室は認めない。また、委員会の開始後はみだりに入退室を繰り返してはならない。

第4条（委員会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ② 委員会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまきの類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、通話の際は退室しなければならない。
- ⑨ 前号までの行為のほか、部会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱したりする行為をしてはならない。

第5条（退場等の措置）

委員長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第6条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和5年10月26日より施行する。